

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	石間下吉田線
供用開始の区間	秩父市下吉田字矢畑山八八七八番二 地先から同市下吉田字矢畑五八八二 番一〇地先まで
供用開始の期日	平成二十九年十月二十七日
備考	平成二十二年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号、平成二十六年九月五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号及び平成二十九年十月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四六九・五 ○メートル